

【緊急事態宣言による勤務体制について】

日頃から当協会事業に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止で政府から発出された緊急事態宣言は5月26日で解除となりましたが、当協会(本局)では6月1日(月)から当面の間、東京都の同感染症ロードマップに沿って、職員の出勤体制を調整して業務対応をしております。そのため、業務に支障をきたすことがあります。何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。